



私達は 法令遵守を行動指針に

消防設備の「保守点検」業務を通じて 地域社会の安心と安全に貢献します！

報告義務者が「点検」を無資格者に行わせると 消防法第 44 条第 11 号の罰則です。
また 違反行為した法人の代表者や従業員にも罰金30万円が科せられます。

「保守点検」業務は 資格者を雇用する業者で！

組合員52社：常用従業員 592 人(うち消防設備士・消防設備点検資格者の技術員396 人)



▲西川理事長

▲西川理事長 経済情勢は先月の熊本・大分地震を受け消費税 10%引き上げ延期がささやかれるなど大変に難しい局面にあり、中小企業には厳しい経営環境が続いているものと感じている。この3月に行われた官公庁物件の組合受注結果を見ても、厳しい結果であった。しかし、そうした中でも、消防設備の点検業務は

◆◆◆ 第 22 回通常総会 ◆◆◆



第 22 回静岡県消防設備保守点検協同組合通常総会を、平成 28 年 5 月 26 日(木) 午後 4 時 40 分から静岡市内のホテルセンチュリー静岡で開催しました。



西川理事長は、「最近の経済情勢は先月の熊本・大分地震を受け消費税 10%引き上げ延期がささやかれるなど大変に難しい局面にあり、中小企業には厳しい経営環境が続いているものと感じている。この3月に行われた官公庁物件の組合受注結果を見ても、厳しい結果であった。しかし、そうした中でも、消防設備の点検業務は

▲4F「クリスタルルーム」にて

「火災を未然に防ぎ、尊い人命・財産を守る。」という、その役割の重要性は、高まりこそすれ、未来永劫、低下することはあり得ないのであり、私たちは専門業者としての誇りを持って消防法に基づく安全かつ適正な法定点検の実施を行わなければならない。組合としては、引続き、「消防設備等の点検業務は適切な資格（種類及び指定区分）を有する者が行い、報告義務者である発注者は資格者が在籍する法人または資格を有する個人に点検業務を発注し、点検資格を持たない事業者または点検資格のない個人に点検を行わせてはならない。」



▲県経営支援課長

「免状の無い無資格者や資格を持たない業者には点検を行わせてはならない。」このことを機会ある毎に、関係機関に訴えながら、法に基づく適正点検の実現、消防設備士等々の業務独占の主旨徹底を迫り、官公庁への要望・陳情事項の実現には保守点検業界としてのまとまりが、非常に大事なことであり、今年度からは、より多くの同業者の方々に、組合参加についてご理解いただけるように、なお一層、積極的に汗をかいていく。幸いにも、この4月から、能美防

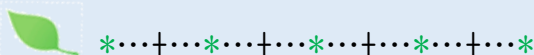


▲中央会指導部長代理

災さん、ホーチキさん、更に関係業界のパナソニックエコソリューションズさん、TOA さんには、組合賛助会員にご加入いただきました。また、昨年発足した組合青年部会も順調な滑り出しを見せている。こうした方々との意見交換等々を通じ、健全かつ強固な組合を目指し、合わせて、この業界の発展に向けて微力ではあるが、全力を尽くしていきたいと考えている。」と今後の抱負を述べました。

当日の総会には、組合員 28 人（委任状 17 人）、賛助会員 4 人、共同受注役員等 22 人のほか、小楠県議、山田県議、中沢県議、静岡県産業経済部（野村経営支援課長）、同危機管理部（降旗消防保安課長代理）、中小企業団体中央会（梅原指導部長代理）の出席を賜りました。総会では、平成 27 年度事業報告や平成 28 年度事業計画、収支予算案など 8 議案を審議し、満場一致で承認されました。

<第 22 回通常総会議案>



- 第 1 号議案 平成 27 年度事業報告、決算諸表等に関する件……承認可決
- 第 2 号議案 平成 28 年度事業計画及び収支予算決定の件……承認可決
- 第 3 号議案 平成 28 年度賦課金徴収方法決定の件……承認可決
- 第 4 号議案 借入金残高の限度額決定の件……承認可決
- 第 5 号議案 新規組合加入者の加入手数料の件……承認可決
- 第 6 号議案 役員報酬決定の件……承認可決
- 第 7 号議案 定款の一部改正に関する件
(代理人による議決権・選挙権の行使)……承認可決
- 第 8 号議案 賛助会員規約の一部改正に関する件(会費ほか)……承認可決



総会後の懇親会では、来賓の皆様や賛助会員の各防災機器メーカー静岡支社長も交えて終始和やかな雰囲気が進められ、有意義なひと時となりました。皆様、お忙しい中ご出席下さり、ありがとうございました。



◆◆◆ 理事会報告 ◆◆◆

総会に先立ち、平成 28 年 4 月 12 日(火) 平成 28 年度第 1 回理事会が、4 月 20 日(水)には、会計監査（宇式・土谷監事による帳簿等実地検査）が行われました。



▲4/12 理事会



▲4/20 会計監査



◆◆◆ 消費税転嫁調査 ◆◆◆

平成 28 年 6 月 21 日(火) 午後 3 時から経済産業省関東経済局産業部中小企業課消費税転嫁対策室の西村、福田専門職員が来所。要件は、平成 26 年 4 月から消費税率段階的引き上げに対する転嫁状況を毎年サンプル調査しているもので、今年の当組合員へのアンケート調査の協力依頼でした。(調査内容は設問 1~3 の簡単なものです。) なお後日、本年 11 月頃に、組合ホームページから 10 組合員程度を抽出し、被害の有無等について電話照会をお願いするかも知れないとの事でした。その折にはご協力ください。



◆◆◆ 第1回青年部会通常総会 ◆◆◆

第1回静岡県消防設備保守点検協同組合青年部会通常総会が平成28年5月26日(木)午後4時から静岡市内のホテルセンチュリー静岡で開催されました。



▲4F「フリージア」にて

2年目となる今年も、引続き、青年部会員同士の交流を深め、より有意義な青年部会を目指していきたいので協力をお願いしたい。」と抱負を述べました。

総会では、平成27年度事業報告や平成28年度事業計画収支予算案など3議案を審議し、満場一致で承認されました。



▲堀部会長



◆◆◆ 第2回青年部会ゴルフコンペ ◆◆◆

第2回青年部会ゴルフコンペが、平成28年4月14日(木) 浜松カントリークラブで開催されました。今回は、2月26日の青年部会研修会講師をお願いしました、中沢公彦県議にも参加していただき、総勢10名3組で和気あいあい、存分にプレーを楽しみました。今後も奮って参加下さい。



優勝 加藤裕介 ニッコウプロセス(株)
 準優勝 望月邦央 能美防災(株)
 三位 湊 宏治 (株)夕ピア
 BB賞 堀部成信 日興電気通信(株)



◆◆◆ お知らせ ◆◆◆

・組合員松井清海様(西遠消防機具株式会社社長)の実父、会長松井万寿夫様(78歳)が去る平成28年4月2日に逝去され、4月5日(火) セレモニープラザとわに浜北で葬儀が営まれました。

・組合員北澤昇様(北沢防災設備有限会社社長、71歳)が去る平成28年5月23日に逝去され、5月25日(水) セレモニープラザとわにきべの里で葬儀が営まれました。

故人には平成18年から今日まで20年間の長きに亘り組合事業に参加いただきありがとうございました。

お二方のご冥福をお祈りします。 合掌



◆◆◆ 官公需共同受注の留意点 ◆◆◆

官公庁施設は住民の貴重な公有財産であり、その維持管理には万全を期さなければなりません。その維持管理業務委託は厳しい監視・監督体制が執られ、殊に、法令遵守は官公庁組織の性質上からも徹底されております。組合員は法令順守を行動指針に、安全な保守点検に心掛けてください。

事前	<ul style="list-style-type: none"> ● ご担当者様と、日時、手順などについて綿密に打合せを行います。 ● 施設内の職員や利用者に対し、点検実施予定をお知らせします。
実施時	<ul style="list-style-type: none"> ● 点検従事者は、いつでも、資格者証、健康保険証(「自社社員」確認に必要)、点検に必要な器具を提示できるようにしておきます。 ● ご担当者様には、適正な点検を行っていることのご確認をお願いします。
終了時	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防用設備が正常監視状態に復元されていることを確認します。 ● 適正点検実施の証として点検済証(ラベル)を設備に貼ります。 ● 点検票にて、結果報告します。点検結果報告書の一覧表に記載する点検者は、一つの防火対象物の点検業務に従事した資格者全員記載が義務付けられています。 ● 不良箇所があった場合は、速やかに改修計画を提案します。 ● 点検の結果、経年劣化による不具合発生の可能性や補修用部品が入手困難で修理不可などに該当する消防用設備が設置されている場合には、機器リニューアルの計画を提案します。 <p>消防長又は消防署長が適当と認めた場合、1年を経過したもの(原則は3年)については、点検票に代えて、点検結果総括表、点検者一覧表及び経過一覧表を保存するだけで良いことになっています。</p>

◆◆◆ 点検結果報告書には社名を記載 ◆◆◆

点 検 者					設 備 名		
住所	浜松市中区〇〇〇			社 名	静岡県消防設備保守点検(協)		消火器
氏名	消防 太郎 ◎◎◎ (株)			電話番号	(053) 463-〇〇〇〇		屋内・外消火栓設備
資格	消 防 設 備 士	種 類 等	交付知事	交付年月日	講習受講状況		スプリンクラー設備
				交付番号	受講地	受講年月	泡消火設備
		甲 ・ 種4類 乙	静岡 都道 府(県)	9年10月20日	静岡 都道 府(県)	23年10月	不活性ガス消火設備
				第0008号			ハロゲン化物消火設備
	消 防 設 備 点 検 資 格 者	種 類	特 殊	交付年月日	再講習受講状況		粉末消火設備
				交付番号	受 講 年 月		自動火災報知設備
		第 1 種	第 号	年 月 日	年 月		非常警報器具及び設備
				年 月 日	年 月		避難器具
第 2 種	第 号	13年5月8日	27年3月(有効期限)		誘導灯及び誘導標識		
		第236300555号			(漏電火災警報器)		
					()	()	

平成26年4月14日消防庁告示第14号で点検結果報告書に「点検者の所属する社名」を記載することとなりました。組合受注事業では、社名欄には「静岡県消防設備保守点検(協)」とし、氏名欄の氏名の後に所属会社名を、電話番号欄には所属会社の電話番号を記載します。

◆◆◆ 受注情報(速報) ◆◆◆

平成 28 年度静岡市教育委員会消防設備等保守点検業務を受注しました。

静岡市教育委員会入札日 6 月 22 日(公告日 5 月 17 日)

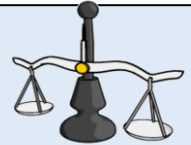
- その 1 (幹事会社 鈴与技研株)
- その 2 (幹事会社 セルコ株)
- その 4 (幹事会社 株富士消防機商会)



顧問弁護士 吉川友朗

静岡法律事務所
静岡市葵区馬場町 43-1
TEL 054-254-3205
FAX 054-253-5009

◆◆◆ 組合顧問弁護士の法律メモ ◆◆◆



～ 相続について (2) ～

前回は遺言のお話をしましたが、遺言によって遺産を受け取ることができなかった人は、全く遺産を受け取ることができないのでしょうか。

この点について法律(民法)は、遺留分という制度を設けており、一定の保護を与えています。

ここで遺留分とは、亡くなった人の配偶者(夫若しくは妻)、子ども、両親に保証されているもので、これらの人が最低限受け取ることができる財産のことです。なぜこのような制度が設けられているかというと、もし父親が自分の財産を全て愛人に贈与するという遺言があった場合、残された家族が全く遺産を受け取ることができないということになってしまうと、残された家族があまりにもかわいそうであり、生活そのものが脅かされるおそれがあるからです。

では、配偶者、子ども、両親が受け取ることができる財産はどのくらいなのでしょう。

この点についても法律で定められており、配偶者や子どもが相続人の場合、遺産の2分の1、両親が相続人の場合、遺産の3分の1を受け取ることができます。但し、ここで注意してもらいたいのは、相続人全員で2分の1若しくは3分の1の財産を受け取ることができるということであり、相続人それぞれが2分の1若しくは3分の1の財産を受け取ることができるということではありません。

よって、例えば、相続人が子ども3人の場合には、1人の子どもが受け取ることができる財産は、6分の1(2分の1×3(子どもの数))となります。

このように、遺留分を有する人達は、自らの遺留分を確保するために、遺言書によって財産を受け取った人に対し、遺留分を請求することになりますが(この請求権のことを遺留分減殺請求権といいます)、請求できる期間が短いので注意して下さい。

この遺留分減殺請求権を行使できる期間は、①遺留分を侵害されていることを知ったときから1年、②遺留分を侵害されていることを知らなくても、相続開始の日(被相続人が亡くなった日)から10年です。この期間を経過してしまうと一切権利を行使することができなくなりますので、ご注意下さい。

なお、権利の行使の仕方ですが、これは裁判を起す必要はなく、内容証明郵便を利用して、遺言書によって財産を受け取った人に対し、遺留分減殺請求を行使する旨を記載した書面を送付すれば足りますので、特に難しい手続きは必要ありません。

当組合は官公需適格組合です!!

官公需適格組合とは、中小企業組合の中で「地方公共団体等発注業務の受注に対して特に意欲的で、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合である。」と、中小企業庁（経済産業省）が証明するものです。

当組合は、平成13年11月16日から認定されています。

証明基準には、共同受注規約及び共同受注委員会の設置、共同受注に関する検査体制や役員と担当組合員の連帯責任体制の確立等が要件とされます。

官公需法第3条で「組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と定められ、毎年6月頃に中小企業者に対する国等の契約の方針が示されます。

特に、平成22年度からは、民営化された独立行政法人等に対しても、可能な限り国等の契約の方針を参考にし、受注機会増大の措置を講ずることとされています。



静岡県消防設備保守点検協同組合員事業所名簿（平成28年7月1日現在）

会社名	代表者	住所	電話	会社名	代表者	住所	電話
広伸防災(株) 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178	(有)季高防災メンテナンス	季高 良夫	浜松市東区	053-435-4308
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市大岡	055-923-3363	鈴木防災	鈴木 芳武	浜松市中区	053-465-6334
鈴与技研(株) 東部営業所	岩崎 四郎	沼津市大諏訪	055-941-6481	鈴与技研(株) 西部営業所	神谷 典秀	掛川市本所	0537-27-2331
ニッセー防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213	西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜北区	053-586-4456
(株)アオイテレテック	佐野 靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256	セルコ(株) 本社	西川 昌宏	浜松市東区	053-463-1341
アロウ防災	矢澤 勝美	焼津市小川	054-624-0818	掛川営業所	高島俊太郎	掛川市園ヶ谷	0537-22-0119
(株)SG防災テクノサービス	杉村 一男	藤枝市田沼	054-637-1260	湖西営業所	藤田 光弘	湖西市吉美	053-575-3119
(有)共同設備	高田 寿治	静岡市葵区	054-265-9255	瀧防災	瀧 雅也	浜松市中区	053-523-7500
近藤設備	近藤 晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690	(株)タナカ総合	田中 誠次	浜松市西区	053-543-9723
静岡ニッタン(株)	鈴木 文三	静岡市駿河区	054-281-2161	中部防災工業(株)	松坂 直和	浜松市北区	053-438-3081
消防機材山治	福井 隆幸	静岡市葵区	054-247-0779	電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市南区	053-441-3911
鈴与技研(株) 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311	東海消防技研(株)	佐藤 誠	浜松市中区	053-463-5601
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557	東海防災(株)	中村 仁志	浜松市中区	053-474-2627
セルコ(株) 静岡支店	橋 詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210	(有)豊田消防設備	金原 克己	磐田市東貝塚	0538-36-0119
太平エフ・イー・システム(株)	平野 和真	静岡市駿河区	054-257-6855	日興電気通信(株) 本社	堀部 成信	浜松市北区	053-439-1125
(株)タピア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466	ニッコウプロセス(株)	堀部 莞爾	浜松市北区	053-439-1122
寺岡設備	寺岡 信行	静岡市駿河区	080-8252-7826	(株)日本防火研究所	市川 章一	浜松市東区	053-461-1373
日興電気通信(株) 静岡営業所	加藤 裕介	静岡市駿河区	054-266-6762	(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜北区	053-587-1373
(株)日本防災システム	大島 至了	島田市中河町	0547-35-2001	浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中区	053-465-4664
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194	(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市東区	053-464-1183
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989	(同)藤屋設備	岩成 真央	浜松市東区	053-432-6996
平尾設備	平尾 鍊平	静岡市清水区	090-8186-6318	フタバ防災研究所	中田 道孝	浜松市浜北区	053-587-3225
(株)富士消防機商会	荒瀬 敏弘	静岡市清水区	054-366-7034	防災設備社(株)	萩内 博志	浜松市東区	053-423-0119
宮澤電池産業(株)	宮澤 学	静岡市葵区	054-247-1211	ムラソー	村松 哲也	浜松市中区	053-437-6711
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878				
(同)葵防災工業	井口 慎一	浜松市中区	090-3389-7593	理事長 西川和宏	セルコ(株)		
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜北区	053-587-5699	副理事長 杉山和幸	鈴与技研(株)		
(有)エイト・エス・イー・エム	町田 和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407	副理事長 堀部莞爾	日興電気通信(株)		
(有)遠州消防設備	神谷 正巳	磐田市天竜	0538-34-6574	専務理事 中澤慎作	事務局長兼務		
太田防災	太田 濟広	浜松市天竜区	053-925-2814	理事 飯塚 勝	広伸防災(株)		
北沢防災設備(有)	北沢 浩之	浜松市浜北区	053-586-4100	理事 吉川友朗	静岡法律事務所		
(株)北島電設	北島 孫六	浜松市東区	053-433-5303	監事 宇式三郎	(株)アオイテレテック		
サイトウ防災	齋藤 至	浜松市中区	053-474-3837	監事 土谷直人	ニッセー防災(株)		
坂庭TA	坂庭 民茂	浜松市南区	053-440-7751	事務局職員 鷺巣節子			
三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中区	053-436-5111				